

一般社団法人群馬県ソフトボール協会定款細則

(目的)

第1条 一般社団法人群馬県ソフトボール協会（以下「当法人」という。）は、定款第70条の規定に基づき、定款の実施に必要な事項としてこの細則を定める。

(代議員の選任区分)

第2条 当法人の代議員は、別表1に掲げる区分に従って選任するものとする。

- 2 定款第11条第2項第1号の支部協会及び第2号のチームは、それぞれの内部における民主的な意思決定によって、代議員を選任しなければならない。
- 3 定款第12条第5項に規定する代議員候補者の推薦は、理事会又は代議員会の決議によってしなければならない。

(役員 of 推薦区分)

第3条 当法人の役員 of 選任にあたっては、別表2に掲げる区分に従って被推薦者を決定し、代議員会はその推薦を尊重して選任するものとする。ただし、特に理由がある場合には、被推薦者を選任せず、又は被推薦者以外の者を選任することができる。

(理事 of 定年)

第4条 理事は、その選任にかかる年の4月1日現在において、満75歳を超えていてはならない。ただし、代議員会 with 特にこの年齢を超えることを認めた場合には、この限りではない。

(会長又は理事長 of 再任 of 制限)

第5条 会長又は理事長は、3期を超えて再任することができない。ただし、代議員会 with 特に再任を認めた場合には、この限りではない。

(登録)

第6条 当法人が実施する大会又は競技会等に参加する者は、競技者、コーチ、審判員又は記録員として登録を受けなければならない。

2 前項の登録に関し必要な事項は、理事会において別に定める規則による。

(細則の変更)

第7条 この細則の変更は、理事会の決議をもって行う。

以 上